

議第 5 5 号 呉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）の一部改正（令和 6 年法律第 5 9 号による改正）により，新たに導入される「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」を，コンビニエンスストア等の多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付に利用できるようにするため，所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

行政サービスの効率化を図るため，個人番号カードと在留カードが一体となった「特定在留カード」及び個人番号カードと特別永住者証明書が一体となった「特定特別永住者証明書」が新たに導入されることとなりました。

これに伴い，コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を利用した印鑑登録証明書の交付申請において，これらの証明書を利用可能とする規定の整備をします。

3 施行期日

公布の日